

東労発基 0312 第4号
令和7年3月12日

各 位

東京労働局長
(公印省略)

令和7年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

日頃から労働者の健康確保対策の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。職場における熱中症予防対策については、5月から9月までの間、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、関係団体と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

また、令和6年の東京労働局管内の熱中症による休業4日以上の死傷者数は、1月末現在（速報値）で106人、うち死亡者数4人となっており、業種別にみると、建設業21件、警備業20件、陸上貨物運送事業16件となっています（全国の発生状況は別紙参照。）。

今回、別添のとおり、令和7年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱が定められ、本キャンペーンを通じ、全ての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和3年4月20日付け基発0420第3号）に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼び掛けるとともに、期間中、事業者は①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を講ずること、②熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うことなど、重点的な対策の徹底を図ることとしています。なお、労働者と同じ場所で作業に従事する労働者以外の者についても、上記措置の対象に含まれます。

また、本キャンペーンの一環として、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトを引き続き運営する予定となっています。

については、本キャンペーンの趣旨を踏まえ、関係事業場への周知について特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。